







第二十四条の四 施設給付決定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該施設給付決定を取り消すことができる。

- 一 施設給付決定に係る障害児が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- 二 施設給付決定保護者が、給付決定期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により施設給付決定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る施設給付決定保護者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

前二項に定めるもののほか、施設給付決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条の五 都道府県が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めた施設給付決定保護者が受けける障害児施設給付費の支給について第二十四条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合」とする。

第二十四条の六 都道府県は、施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に要した費用の合計額から当該費用につき支給された障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設給付決定保護者に対し、政令で定めるところにより、高額障害児施設給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児施設給付費の支給要件、支給額その他高額障害児施設給付費の支給に關し必要な事項は、指定施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十四条の七 都道府県は、施設給付決定保護者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものに係る障害児(知的障害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く)が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等に入所し、当該指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所障害児食費等給付費を支給する。

第二十四条の八 この款に定めるものほか、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第二款 指定知的障害児施設等

第二十四条の九 第二十四条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という)であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害児施設等(指定医療機関を除く。第二十四条の十三、第二十四条の十四、第二十四条の十七及び第二十四条の十八において同じ。)の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は当該申請に係る知的障害児施設等の長(以下「役員等」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者は、申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十四条の十七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者の役員等が第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 前号に規定する期間内に第二十四条の十四の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であつた者で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者は、申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害児施設支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十一 申請者は、第二十四条の二第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に對する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第二十四条の十一 指定知的障害児施設等の設置者

第二十四条の十一 指定知的障害児施設等の設置者は、障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児施設支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、その提供的障害児施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児施設支援の質の向上に努めなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に從事する従業者を有しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。



施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、都道府県は、当該障害児に係る施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該施設給付決定保護者に対し障害児施設医療費の支給があつたものとみなす。

第二十四条の二十一 第二十二条の規定は指定知的障害児施設等について、第二十一条の二及び第二十二条の三の規定は指定知的障害児施設等に対する障害児施設医療費の支給について準用する。この場合において、第二十二条の「前条第二項の医療」とあるのは「第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療」と、第二十二条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針」と、第二十二条の三（第二項を除く）中「診療報酬」とあるのは「障害児施設医療費の一」と読み替えるものとする。

第二十四条の二十二 障害児施設医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち障害児施設医療費の支給に相当するものを受けられるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において障害児施設医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二十四条の二十三 この款に定めるもののほか、障害児施設医療費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設医療費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十四条の三第一項中「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業」に改め、同条第三項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の三第一項中「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）」を「児童自立生活援助事業」に改め、同条第三項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の三の二の二を削る。

第三十四条の三第一項中「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）」を「児童自立生活援助事業」に改め、同条第三項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の三第一項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の三中「肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）」を「肢体不自由児施設は、肢体不自由」と改める。

第三十四条の三中「保護する」を「保護し、又は治療する」に改める。

第三十四条の三中「肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）」を「肢体不自由児施設は、肢体不自由」と改める。

第三十四条の三中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第五十条第五号中「第二十二条の九」を「第二十二条」に改め、同条第五号の二中「第二十二条の九の六」を「第二十二条の五」に改め、同条第六号中「次条第三号」を「次条第二号」に改め、同条第六号の二中「次条第四号及び第四号の二」を「次条第三号及び第四号」に改め、同条第六号の三の次に次の二号を加える。

第五十二条中「知的障害児施設、高額障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）」を「知的障害児施設等」に改める。

第五十三条中「第二号（第二十二条の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）」を「第二号」とし、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とする。

第五十三条の三を削る。

第五十五条中「第五十二条の二号の費用（第二十二条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十二条の三号及び第四号の二」を「第五十二条第一号、第二号及び第四号」に改める。

第五十六条第一項中「扶養義務者」の下に「（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「及び第六号の三から第七号の二まで」を「第六号の三、第七号及び第七号の二」に、「第五十二条第一号に規定する費用（業者に委託しないで補助員の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第二号及び第三号」を「第五十二条第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第五十二条第一号若しくは第四号の二」を「第五十二条第一号若しくは第四号」に改め、同条第五項中「第二十二条の九の六」を「第二十二条の五」に、「第七项」を「次項」に改め、同条第七項中「前二項」を「前項」に改め、「又は業者」及び「又は市町村」を削り、同条第八項中「又は第六項」を削り、「都道府県又は市町村」を「都道府県」に改め、「又は市町村長」を削り、同条第九項中「若しくは第六項」を削り、同条第十項及び第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項を削る。

第五十六条の二第一項第二号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給」を加える。

第五十六条の六第一項中「介護給付費等」の下に「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費」を加え、「第二十二条の二十五」を「第二十二条の六」に改め、同条第二項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第五十七条の二第二項中「この法律」を「前項に規定するものほか、この法律」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

障害児施設給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

第五十七条の二 都道府県は、偽りその他不正の手段により障害児施設給付費等の支給を受けた者ががあるときは、その者から、その障害児施設給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

都道府県は、指定知的障害児施設等が、偽りその他不正の行為により障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の支給を受けたときは、当該指定知的障害児施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十七条の三 都道府県は、障害児施設給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十七条の四 都道府県は、障害児施設給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者との資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十九条の五第一項中「第二十二条の九の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第五十九条の七第二項ただし書中「第二十二条の二十七各号」を「第二十二条の九各号」に改めることとする。